

岩手県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和5年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
瓦田歯科医院分院	釜石市小川町一丁目2番2号	令和5年6月24日
サン調剤薬局	一関市田村町29番地	令和5年6月30日
星こどもクリニック	大船渡市猪川町字前田6番地5	令和5年7月18日